

就学支援金等の申請手続きについて

就学支援金（高等学校等就学支援金）とは…

国が家庭の教育費負担を軽減するため、授業料を支援する制度です。

支援金は申請が必要ですが、学校へ直接支払われ、授業料に充てられます。
（生徒・保護者等に直接、支給されるものではありません。）

令和8年度からは、世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒が対象となりました。

※国籍・在留資格等の要件で対象外となる方についても別の授業料支援制度があります。

【支給のイメージ】



【申請・提出するもの】

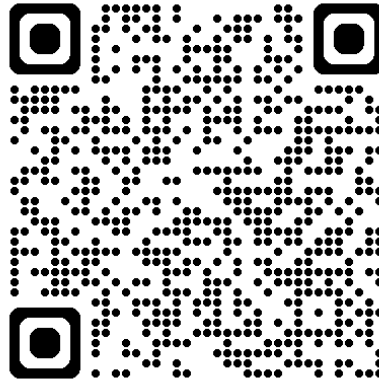
国籍・在留資格等により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

1. 日本国籍の生徒・・・「e-Shien システム」によるオンライン申請をお願いします。（「e-Shien システム」の利用は、学校から配付されるログイン ID とパスワードが必要です。

オンライン申請はこちら↓



利用マニュアルはこちら↓



2. 日本国籍以外の生徒・・・受給資格認定申請書 **A** と下記「3」の在留資格確認書類を提出

3. 在留資格等確認書類

・・・下記の在留資格等に応じて書類を添付願います。

在留資格等	必要な確認書類
特別永住者	以下の中からいずれか1点 ・住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ・特別永住者証明書の写し（コピー）
永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	以下の中からいずれか1点 ・住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ・在留カードの写し（コピー）

定住者	① 以下の中からいずれか1点 ・住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ・在留カードの写し（コピー） ② 日本への永住の意思がない者は、以下2点を提出 ・令和7年度(令和6年收入)課税証明書（保護者等全員分） ・高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書 C
家族滞在	① 以下の中からいずれか1点 ・住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ・在留カードの写し（コピー） ② 日本の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書 ③ 日本の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書 ④ 上記②と③の両方が提出できない場合、以下2点を提出 ・令和7年度(令和6年收入)課税証明書（保護者等全員分） ・高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書 C
その他	① 以下の中からいずれか1点 ・住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ・在留カードの写し（コピー） ② 令和7年度(令和6年收入)課税証明書（保護者等全員分） ③ 高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書 C

4. 提出用封筒

※日本国籍以外の方は、「e-Shien システム」によるオンライン申請が対応できていませんので、必要書類を封筒（学年・クラス・氏名を必ず記入してください。）に入れて提出願います。

【提出方法】

- ・日本国籍の方→「e-Shien」システムによるオンライン申請
- ・日本国籍以外の方→2と3を4の封筒に入れてのり付け

提出期限： **5月15日（金）まで**に必ず申請・提出してください。

※（注意）登校したらすぐに学校事務室へ提出してください。

【注意事項】

- ・本書類は、全ての生徒に同じものをお渡ししています。
- ・プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰り、保護者や信頼できる方に相談しながら、書類への記入、確認書類を用意していただいた上で、期限までに提出をお願いします。

【問い合わせ】

習志野市立習志野高等学校 事務室 担当：鈴木

電話 047-472-2148 （平日 8:30~17:00）

千葉県教育庁企画管理部財務課財務指導室

電話 043-223-4094 （平日 8:30~17:00）